

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人国立科学博物館)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
「自然史系博物館のネットワークを活用した生物多様性情報の提供」による所有データ整理作業	経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年10月3日	自然史標本データベース神奈川委員会	作業を確実に履行できるのは自然史標本データベース神奈川委員会のみである。(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)	非公表	3,150,000円	—	—	自然史標本データベース神奈川委員会は、「自然史系博物館による生物多様性情報の提供」事業に基づき、神奈川県内の自然系博物館及び関連施設が連携をはかり、自然史標本情報の整備・提供を行うために設置された委員会であり、各館とも自然史に関する様々な企画展や教育・研究活動を神奈川県のみにとどまらず国内の各館や海外の博物館とも共同して広く行っていることから標本情報の関する基礎的なノウハウをもっている。	19	

<p>「自然史系博物館のネットワークを活用した生物多様性情報の提供」による所有データ整理作業</p>	<p>経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20</p>	<p>平成21年1月5日</p>	<p>特定非営利活動法人西日本自然史系博物館ネットワーク</p>	<p>作業を確実に履行できるのは特定非営利活動法人西日本自然史系博物館ネットワークのみである。(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)</p>	<p>非公表</p>	<p>9,187,500円</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>特定非営利活動法人西日本自然史系博物館ネットワークは西日本地区の自然史系博物館7館が、広範な活動やネットワーク事業を推進するため、平成16年に特定非営利活動法人として設立されたものである。その活動は企画展・巡回展などの共同企画、加盟館の情報交換・共有と多岐にわたっているが、標本情報に関するものも、前身の「環瀬戸内地域(中国・四国地方)自然史系博物館ネットワーク推進協議会」の時にインターネットを使用した「いきものマップ」を作成するなど、作成された標本情報を整理するノウハウはすでに持っているが、昨年標記事業を行っていることでさらに経験を積んでいる。またその構成会員も、学芸員等による博物館経験者が多数在籍しており、自然史系博物館がどのような標本情報を持ち、どのように整理すれば、よりよい公開標本情報ができるかを熟知しているため、適切な指示により、効率的な作業を行わせることができる。さらに、これだけ広範囲で多数(平成18年現在西日本地区を中心に約30館)の自然史博物館が参加・活動しているのは、特定非営利活動法人西日本自然史系博物館ネットワークのみである。</p>	<p>19</p>
--	--	------------------	----------------------------------	---	------------	-------------------	----------	----------	--	-----------

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令